

仕 様 書

1 案件名称

「人権を考える区民のつどい」映画上映及び周知用ちらし作成業務委託（旭区役所）

2 案件概要

人権意識の涵養を目的として人権週間に開催する「人権を考える区民のつどい」の映画上映会において、発注者指定の映画を上映すること。

また本事業を区民等に広く周知するため、作品の概要等を記載したちらしの作成を行うこと。

3 履行期限

令和8年12月25日（金）

※ 本期限までに「5 業務報告」に規定する業務完了届等も提出すること。

4 業務内容

(1) 映画上映業務

次の映像作品の上映に係る作業を行うこと。

ア コンテンツ

作品名： 『52ヘルツのクジラたち』

制作年： 2024年製作

配 給： ギャガ

イ 上映日

令和8年12月5日（土）14:00 から

ウ 上映場所

大阪市旭区中宮 1-11-14

旭区民センター 大ホール

※ 上映場所は発注者（旭区役所）にて確保済みである。

エ 上映回数

1回

オ 定員

400名（最大）

カ その他

- ・ 上映にあたって使用する映画ソフト等は、著作権の権利者が許諾した適正なものを使用すること。なお、上映コンテンツの用意・使用等に要する経費は本契約に全て含むものとする。
- ・ 受注者が映像作品を用意のうえ上映すること。
- ・ 上記にかかる機材の設置、操作等上映にあたって必要な業務にかかる経費については受注者が負担すること。ただし、会場使用料を除く。
- ・ 契約後、当区職員と調整を行い指示に従うこと。

- ・ 映写機器類の設置は確実にを行い、設置範囲については来館者が立ち入らないよう対策の上、来館者の安全及び機器類の保護に努めること。

(2) 周知用ちらし作成業務

下記仕様により「人権を考える区民のつどい」を周知するためのちらしを作成すること。

ア 仕様・数量

形状・寸法・適用		数 量
規 格：A 4 判（縦 297mm×横 210mm）、両面印刷	1,600 枚	
紙 質：コート紙 90kg		
印 刷：オフセット印刷		
刷 色：表面カラー、裏面モノクロ刷り		
入 稿 等：契約後、発注者よりデザイン等入稿する。受注者は発注者と協議 のうえ、イラストや配色、レイアウト等の調整等を行うこと。 最終校正を反映した PDF データ（5 MB 以内）を納品すること。		
校 正：1 回以上（簡易校正可）		
仕 切：100 枚ごと		

イ 納入期限

令和 8 年 10 月 23 日（金）

ウ 納入場所

大阪市旭区大宮 1－1－17

大阪市旭区役所 1 階 1 番 地域課

エ 著作権の譲渡等

- （ア） 受注者は、この契約に基づき作成する成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を著作物の納入時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- （イ） 発注者は、当該著作物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- （ウ） 受注者は、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。
- （エ） 受注者は、発注者が承諾した場合には、当該著作物を使用又は複製し、また内容を公表することができる。

オ 第三者の著作権に関する特記事項

- （ア） 著作物に発注者及び受注者以外の第三者の著作物（イラスト等の素材）を含む場合、受注者は当該著作物の範囲を本市に対して明示するとともに、第三者の著作権等が本市による成果物等の使用の妨げとならないよう必要な措置を講じなければならない。
- （イ） 受注者は、本市に対して著作者人格権を行使しない。また、発注者及び受注者以外の第三者が本市に対して著作者人格権を行使しないよう合意しておくこと。
- （ウ） 第三者との紛争において、本市が損害賠償等の責任を負った場合には、当該損害賠償等に相当する額を受注者は本市に対して賠償すること。

5 業務報告

受注者は委託業務完了後、履行期限までに発注者に納品書及び業務完了届を提出すること。

6 再委託の制限

- (1) 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 映画上映業務、周知用ちらし作成業務

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を再委託に関する特記事項第 3 項及び第 4 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

7 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

また、契約業務終了時に「研修実施報告書」を提出すること（報告様式は任意）。

8 適用範囲

- (1) 本仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しな

い。

- (3) 契約後、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は発注者と受注者の協議による。
- (4) 契約後における仕様書の疑義については、発注者の解釈によるものとする。

9 担当

大阪市旭区役所地域課 乾

大阪市旭区大宮 1-1-17

電話：06-6957-9734

FAX：06-6952-3248

不適正な契約事案の再発防止対策に係る特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者のコンプライアンス担当に報告しなければならない。

(報告先[コンプライアンス担当]：旭区役所総務課 電話：06-6957-9625)

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（旭区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（旭区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。